

(別紙様式1)

水田農業の推進方針

(対応年産令和5年産～9年産)

策定 令和5年1月16日
盛岡市農業再生協議会

1 策定の趣旨

国は、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月）において、平成30年産以降、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むことを内容とする「米政策の見直し」を決定した。

そのため、岩手県農業再生協議会では、米政策の見直しに的確に対応する仕組みの検討を進め、平成29年5月に「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」を制定し、向こう5箇年を対象期間とする「水田農業の推進方針」を5年ごとに作成することとした。

これを受け、当協議会では、主食用米と転作作物の最適な組み合わせによる体質の強い水田農業を確立するための推進の考え方として、平成30年産から5箇年の「水田農業の推進方針」を策定していたところであるが、対象期間が終了となることから、今後5箇年（概ね令和5年産から令和9年産まで）の「水田農業の推進方針」を改めて策定するものである。

今後は、この方針に基づき、関係機関・団体が一体となって、需要に応じた主食用米の生産、水田フル活用による農業者の所得の向上及び水田農業を支える担い手の育成等に取り組むものとする。

2 地域農業の現状

当該地域は、岩手県の内陸部、北上盆地の北部に位置しており、地形は、西部に岩手山を擁する奥羽山脈、東部には北上高地が南北に縦走し、この山地の間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する雫石川、中津川、築川などの支流を合せて一大水系となり、市街地の中央部を貫流している。

消費地近郊の恵まれた立地条件を生かした水稻を中心とした、野菜、花き、果樹及び畜産などの多種多様な農畜産物の生産が行われ、農業産出額も県内の上位に位置している。

県庁所在都市として、より充実した都市機能の集積と産業の発展によってもたらされている活力と調和したまちづくりが行われている一方、農地と住宅地が混在する地域が増加傾向にあり、年々農業をとりまく環境は厳しくなっている。

水田は、全耕地面積の約68パーセントあり、その内、主食用米面積の割合が約61パーセントで、転作作物に占める小麦・大豆・飼料用米の面積が多い。耕作地が点在していることや湿田が多いため、団地化はあまり進展しておらず、また、農家の高齢化による農家戸数の減少が進み、不作付地の拡大が進んでいる。こうした中で、水田農業経営の安定と発展のためには、土地利用型作物の定着拡大や生産性向上を図るとともに、農作業受委託や農地中間管理機構の活用による水田利用集積を進め、水田の有効活用を促進していく必要がある。

(1) 農業算出額

【令和2年産盛岡市（玉山地域分・畑地作分も含む。）の農業産出額】

	農業産出額	内 訳				
		1位	2位	3位	4位	5位
部門	-	鶏	米	果実	野菜	乳用牛
金額（千万円）	2,288	1,115	313	266	255	148
割合（％）	-	48.7	13.7	11.6	9.8	6.5

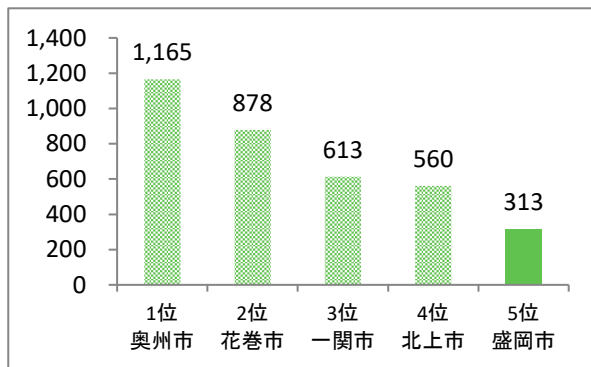
資料：農林水産省 統計情報 令和2年市町村別農業算出額（推計）より

算定方法：都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別作付面積で按分米：加工用米を含む食用のもの。飼料用米は含まない。

【参考：岩手県内の部門別算出額】

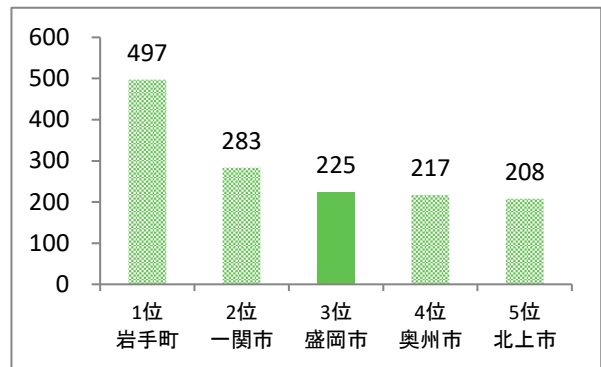
(米)

(単位：千万円)



(野菜)

(単位：千万円)



(2) 令和4年産の経営体数と作付面積

【稲、麦、豆類、そば】

(単位：経営体、ha)

	主食用米	新規需要米			加工用米	備蓄米	小麦	大豆	飼料作物	そば
		米粉用米	飼料用米	WCS						
経営体数	1,016	1	5	3	2	-	30	64	116	24
面積	1671.5	55.1	53.6	1.6	19.8	19.0	151.1	138.8	44.1	4.6

※農政課 水田台帳システムより、自家消費も含んで集計

※経営体数については、作業受委託分は受託経営体に寄せて集計

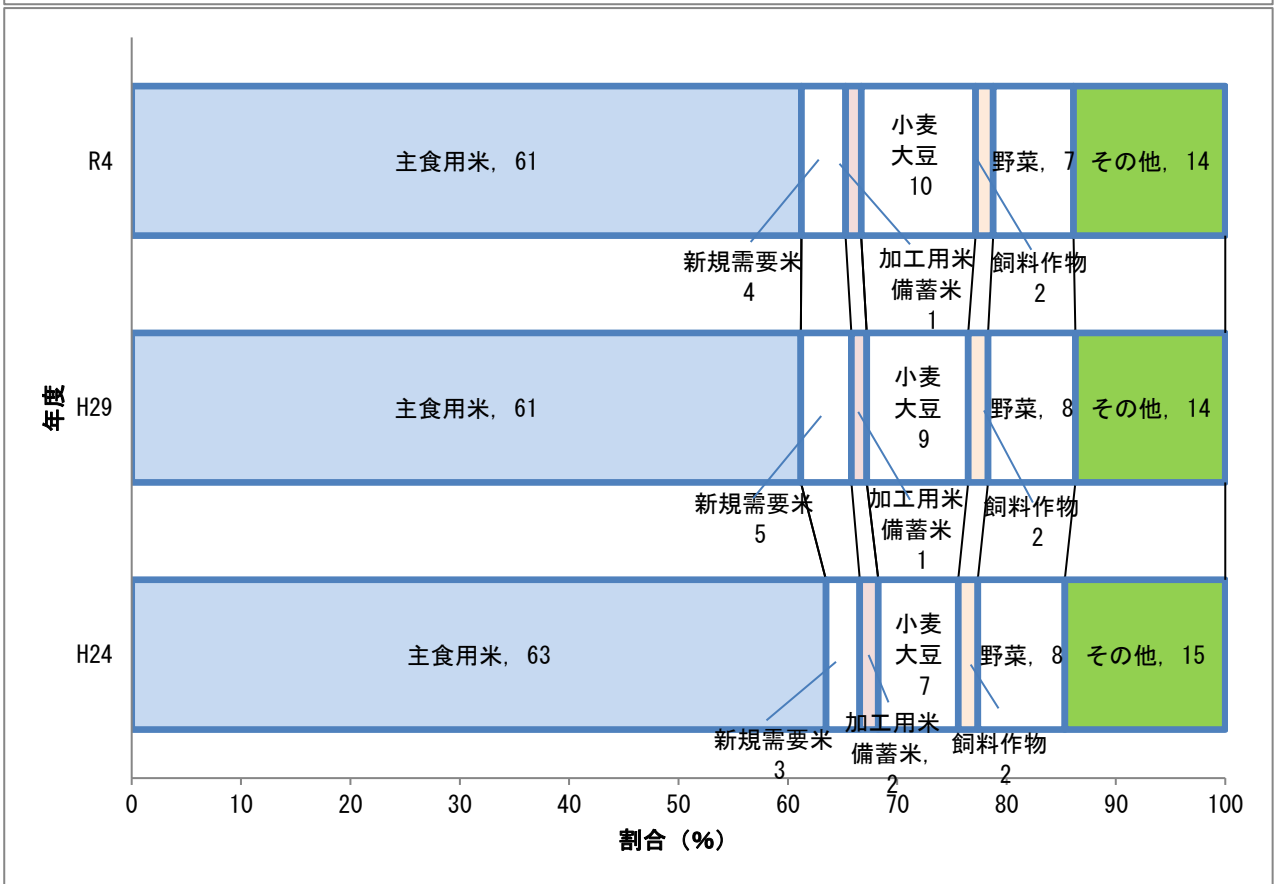
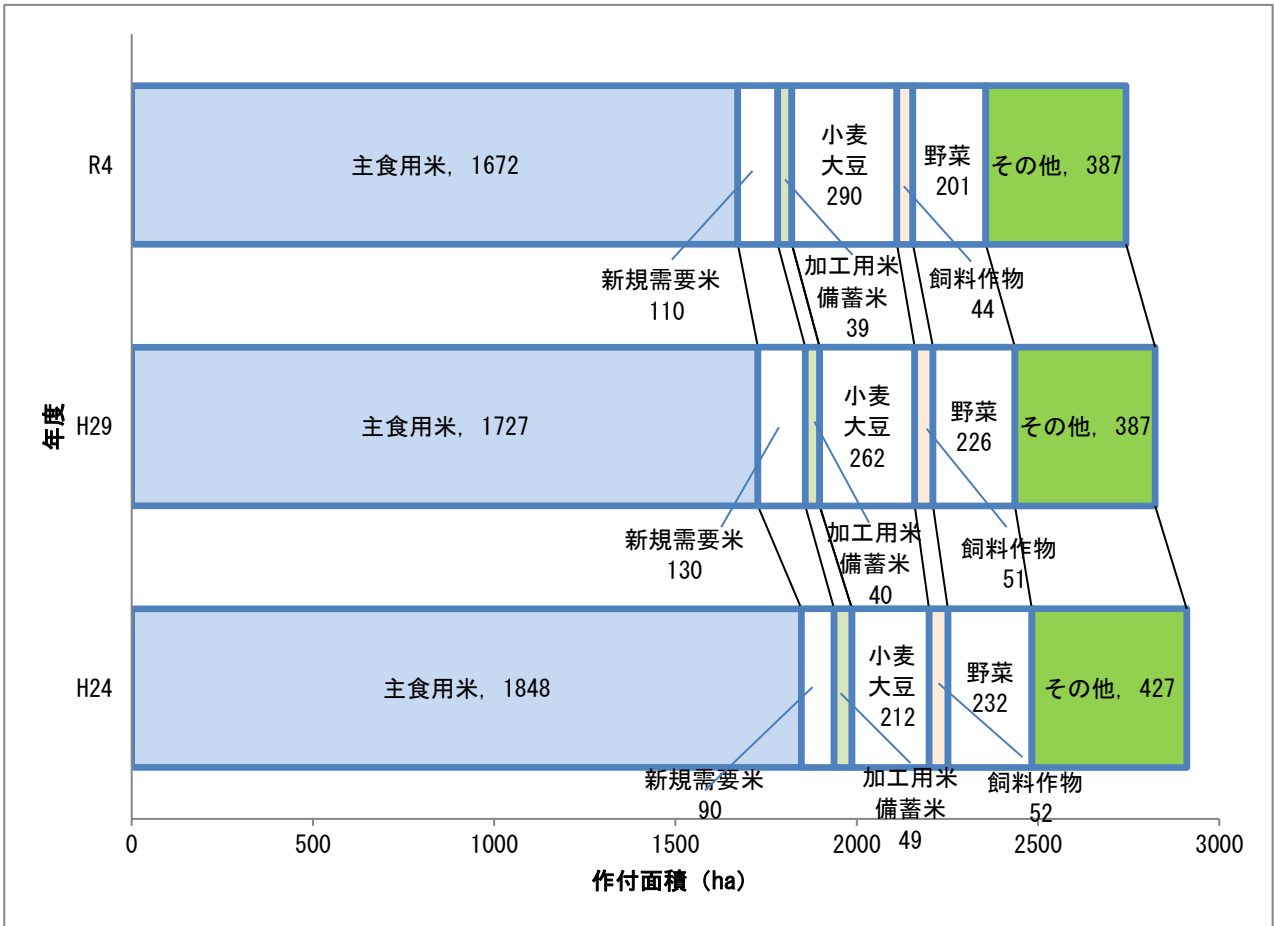
【野菜、花き、果樹】

(単位：経営体、ha)

作物名	ねぎ	トマト	えだまめ	きゅうり	かぼちゃ	ズッキーニ
経営体数	118	128	87	53	70	22
面積	22.3	19.6	10.0	7.2	6.6	6.0
作物名	じゃがいも	さつまいも	たまねぎ	その他の野菜	花き	果樹
経営体数	43	11	5	1,047	117	224
面積	2.7	2.1	0.1	125.0	15.5	49.7

※農政課 水田台帳システムより、自家消費も含んで集計

【水田の利活用状況】



3 品目別の推進方針

(1) 主食用米

① 現状と課題

当該地域は、減農薬減化学肥料栽培である特別栽培米の「ひとめぼれ」を主体としながら、「どんぴしゃり」や「銀河のしずく」などが主に作付されている。共に実需との結びつきをもとに販売されており、引き合いは非常に強い。

長引くコロナ禍の影響により、米価が下落しており、これまで以上に需要に応じた米生産が必要となっている。

【水稲品種別作付面積の推移】

(単位: ha、%)

	総数	どんぴしゃり		ひとめぼれ		銀河のしずく		その他	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
		R 1	1,856	476	25.6	1,059	57.0	199	10.8
R 2	1,857	470	25.3	1,055	56.8	205	11.0	127	6.9
R 3	1,845	449	24.4	1,065	57.7	214	11.6	117	6.3
R 4	1,801	385	21.4	1,035	57.5	276	15.3	105	5.8

※農政課 水田台帳システムより、自家消費も含んで集計

② 推進方針

米が基幹である当該地域においては、消費者及び市場ニーズに対応できる良食味米の安定生産を進め「売れる米づくり」体制を構築し、播種前契約や複数年契約を通じて、販路の確保と農家の生産意欲の維持に繋げながら、需要に応じた米生産を推進する。

特に、「銀河のしずく」については、他の品種よりも高単価であり、農家所得の向上にもつながることから、良食味・高品質米生産を維持しつつ、栽培適地での作付拡大に取り組んでいくこととする。

また、「ひとめぼれ」については、都南地域での特別栽培を中心に取り組み、主に家庭用として実需者の要望もあることから、播種前契約や複数年契約によって販売数量の見通しを立て、計画的に作付を進めていくこととする。

(2) 園芸作物

① 現状と課題

「ねぎ」、「トマト」、「えだまめ」を中心に作付されており、地域振興作物のひとつである「ズッキーニ」の作付拡大が進んでいる。

小規模かつ個人によるものが多く、高齢化の進行に伴って経営体数の減少や作付面積の縮小の傾向にある。新たな生産者の確保・育成や、生産拡大に向けて、単収向上と省力的な作業体系の確立が必要である。

【作付面積の推移】

(単位：ha)

	ねぎ	トマト	えだまめ	きゅうり	かぼちゃ
R 1	24.9	21.8	5.9	8.2	7.4
R 2	24.7	20.6	6.8	8.4	7.8
R 3	23.6	20.6	9.3	7.6	7.8
R 4	22.3	19.6	10.0	7.0	6.6

	ズッキーニ	じゃがいも	さつまいも	たまねぎ	アロニア
R 1	4.3	3.3	1.1	1.2	0.4
R 2	4.0	3.4	1.0	1.2	0.4
R 3	4.2	2.9	1.6	0.8	0.4
R 4	6.0	2.7	2.1	0.1	0.3

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

産地交付金のメニューを活用し、生産拡大を推進していく。

特に、「ねぎ」、「トマト」、「えだまめ」、「きゅうり」、「かぼちゃ」、「ズッキーニ」、「じゃがいも」、「さつまいも」、「たまねぎ」、「アロニア」の全10品目を地域振興作物と位置づけ、作付を推進する。

「ねぎ」、「トマト」、「えだまめ」、「きゅうり」については、収益性が高いことから、生産者の多数を占める小規模経営においても収益を望むことができるのに加え、市内外の需要も多く、作付の拡大を進めることとする。

また、「かぼちゃ」、「ズッキーニ」については、初期投資も少なく省力で栽培が可能なこと、「じゃがいも」、「さつまいも」、「たまねぎ」については、機械化体系が確立しており、土地利用型作物の代替として取り組みやすいことに加え、全国的に需要が見込めること、「アロニア」については低木であり栽培管理の手間が少なく加工品としての付加価値が見込めることから、作付の拡大を進める。

(3) 小麦・大豆・そば

① 現状と課題

農業法人や個人の担い手農業者により、小麦は主に「ゆきちから」や「やわら姫」が、大豆は主に「ナンブシロメ」や「シュウリュウ」が作付けされ、利用集積により作付拡大が進んでいる。

大豆やそばは、ほ場条件によってはしばしば湿害が発生することがあり、収穫量の増減が大きいため、排水・湿害対策等を講じる必要がある。

【作付面積の推移】 (単位：ha)

	小麦	大豆	そば
R 1	123.5	114.9	6.0
R 2	138.4	113.1	6.1
R 3	141.7	122.5	6.7
R 4	151.1	138.8	4.5

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

小麦・大豆は、産地交付金のメニューを活用し、担い手への利用集積・団地化を図るとともに、湿害を回避するための排水対策の実施、機械の導入による省力化・機械化体系の構築などの生産性向上の取組を支援する。加えて、生産性の高い優良品種への転換も視野に入れ、実需者ニーズに即応した高品質安定生産を進めることとする。

そばは、産地交付金のメニューを活用しながら、排水・湿害対策の取組により増収と品質・生産性の向上を図り、地域の実需者との契約に基づき契約数量を確保する。

(4) 飼料用米・WCS用稲

① 現状と課題

飼料用米は、水田活用米穀として作付けされている。近年は米価の下落に伴い、作付転換を推進した結果、作付面積は増加傾向にあるが、多収品種よりも一般品種の割合が高くなっており、主食用米の需給安定のためにも、多収品種による作付の拡大を推進する必要がある。

WCS用稲は、ほぼ横ばいに推移しており、地域の畜産農家との結び付きによる作付を推進する必要がある。

【作付面積と比率の推移】 (単位：ha)

	飼料用米	うち多収品種				うち一般品種		WCS用稲		
		面積		比率		面積			比率	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率			
R 1	2.4	2.1	87.5%	0.3	12.5%	1.0				
R 2	1.1	0.9	81.8%	0.2	18.2%	1.0				
R 3	6.9	2.9	42.0%	4.0	58.0%	1.6				
R 4	53.6	14.5	27.1%	39.1	72.9%	1.6				

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

転作作物の中心作物の1つに位置づけ取り組む。

また、産地交付金のメニューを活用し、多収品種の導入や複数年契約を支援することで収益性の向上を図る。

WCS用稲についても、産地交付金を活用し、耕種農家と畜産農家の連携の推進により生産の維持拡大を図る。

(5) 飼料作物

① 現状と課題

畜産農家の自家利用や耕種農家と畜産農家の利用供給協定締結による利用が進むほか、一部では耕畜連携の取組として、飼料作物を作付けした水田に、その飼料作物を供給された家畜から生産された堆肥を散布する取組なども行われている。

耕畜連携に取組む経営体は増加傾向にあるが、昨今の飼料の高騰の状況を受け、畜産農家の安定した経営にもつながることから、さらなる推進が必要である。

② 推進方針

産地交付金のメニューを活用し、担い手への集積と耕畜連携の取組を支援し、酪農、肉用牛生産とリンクする中山間地域を中心として、飼養規模の拡大や飼料需給率の向上に結びつくよう、作付の推進を図る。

(6) その他の非主食用米

① 現状と課題

その他の非主食用米としては、米粉用米、加工用米、備蓄米などがあり、水田活用米穀として位置づけ取り組んでいる。

米粉用米は、都南地域の農業法人でのみ作付けされ、全て実需者と結び付いているが、輸入小麦の高騰などを受け、食糧安全保障上も重要な役割を担うと思われることから、さらに推進していく必要がある。

また、加工用米については、コロナ禍による土産品の需要減等により、作付が減少傾向となっており、安定的な販路の確保が課題となっている。

【作付面積と比率の推移】

(単位：ha)

	米粉用米	加工用米	備蓄米
R 1	50.0	47.9	23.3
R 2	50.0	36.4	24.9
R 3	50.1	24.4	28.9
R 4	55.1	19.8	19.5

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

米粉用米、加工用米ともに、結び付きのある加工業者等との契約に基づき、需要に応じた生産数量を確保するとともに、新たな実需者の確保を目指すことで作付の推進を図る。

4 担い手と農地集積

(1) 現状と課題

① 認定農業者

盛岡・都南地域の令和2年度の農業経営体数は1,486経営体となっており、5年前の1,959経営体から約2.4割減少し、同時に高齢化が進んでいる。

認定農業者については、大旨横ばいに推移して令和4年4月1日現在の認定数は、166人となっている。

引き続き、担い手の確保、育成を図るとともに、経営の規模拡大に向けて、雇用労力の確保や、機械化等により経営の効率化を進めていく必要がある。

② 集落営農組織

令和4年4月1日現在の集落営農組織は4組織で、全て法人組織化されている。地域農業の中心となる経営体の確保・育成のため、集落営農の組織化及び法人化を支援することにより農業の競争力及び体制を強化し、もって持続可能な農業の実現を図ることが必要である。

③ 農地集積

平成26年度に農地中間管理機構が創設され、都南地区を中心に農地集積が進んでいる。一方で、「農地の所有者が貸し付けに踏み切れない」、「地域において農地を貸し出す方向で話し合いが進んでいない」などの要因のほか、特に中山間地域においては、高齢化により担い手が不足していることや、小さなほ場が点在していることなどが課題に挙げられている。このような中、令和3年度の担い手への農用地の集積面積は3,807ha、集積率 44.0パーセントとなっており、今後、集積に向けた取組がさらに必要となっている。

【担い手と農地集積状況】

	農業		集落営農 組織数	担い手への農地集積面積
	経営体数	認定農業者 新規就農者		
R1	—	178人 9人	4組織	3,464 ha (39.8%)
R2	1,486人	176人 21人	4組織	3,730 ha (43.0%)
R3	—	166人 12人	4組織	3,807 ha (44.0%)

※ 農業経営体数は農林業センサス2020より、その他は農政課資料より集計

※ 認定農業者数は計画終了者を除く。

(2) 推進方針

地域農業マスタープランを基本に据え、同プランに位置付けられた認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者等の中心経営体を育成する。

① 認定農業者

農業経営改善計画の着実な達成に向け、経営力の向上に意欲的な農業者のグループ化など自己研さん・相互研さんの場づくりを進めるなど、経営改善の取組を推進するほか、地域農業をけん引するリーディング経営体の候補者に対して集中的な支援を行う。また、認定新規就農者などについて、認定農業者への誘導を図りながら、経営改善計画の作成や複式簿記の取組を促進する。

② 集落営農組織

経営計画の作成や組織運営のノウハウ習得など、集落営農の組織化及び法人化に向けた取組を進めるとともに、水田への園芸品目の導入や、マーケティング能力の向上、産地化をねらいとした収益性の高い地域振興作物や重点園芸作物を選定し、水稻と組み合わせて複合経営を図る取組を推進する。

法人化した集落営農組織に対しては、経営や栽培技術の指導などによる経営計画の達成支援や組織の課題解決に向けた情報共有の機会の設定など関係機関と連携し、きめ細かな支援を行っていく。

③ 農地集積

地域計画の策定に向けた話し合いを進め、農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けや農地整備事業などを活用して、経営規模の拡大に意欲的な担い手への農地の集積・集約化を推進する。

5 関係機関・団体の役割

協議会の構成団体は、それぞれの役割分担のもとに協力し、農業者、集落及び農業団体の自主性と創意工夫を尊重しながら、「需要に応じた米生産」等の取組を支援するものとする。

構成団体の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県（盛岡広域振興局農政部、盛岡農業改良普及センター）
 - ・盛岡広域管内における農業生産振興・営農指導の全般
 - ・盛岡広域管内における農政企画の全般
- (2) 岩手県農業共済組合盛岡地域センター
 - ・農業共済制度による農家所得の安定対策
- (3) 盛岡市農業委員会
 - ・農地の利用関係の調整
- (4) 土地改良区（鹿妻穴堰土地改良区、岩手山麓土地改良区、都南土地改良区）
 - ・土地改良事業による水田の整備
 - ・安定的な農業用水の供給
- (5) 農業協同組合
 - ・営農指導等による農業生産力の増進
- (6) 盛岡市農政課
 - ・農業生産振興の全般
 - ・農政企画の全般
 - ・農業再生協議会の事務局